

# ながぬま 社協だより まど

長沼町ボランティア連絡協議会（会長 穴田節子氏）では  
高齢者が気軽に自由にくつろげる

たくさん召し上が  
って下さいね！！



「ふれ愛サロン」を開催しています。



世代の違う方のお話も  
楽しいわね！！



あやとりも  
久しぶりだわ！！



ボランティアスクールの受講生の皆さんと  
一緒にコミュニケーションを重ね楽しいひと時を過ごしました。

# 平成27年度 事業計画と予算額

## (長沼町社会福祉協議会)

### 事業運営の基本方針

少子高齢化の進展、人間関係の希薄化や家族機能の低下で、もっとも身近な家族からの支援を受けることが難しい高齢者が急増し老老介護世帯等が増加するなど、介護保険等の制度では対応できない生活支援ニーズや孤立、生活困窮を背景とした深刻な生活課題が広がっています。

このような状況下において、平成27年度介護保険改正では、訪問介護、通所介護の予防給付を平成29年度末までに地域支援事業に移行させるとともに、多様な介護予防・生活支援サービスの拡充を図ることが盛り込まれています。この改正により、社協は介護保険事業の実施の有無に関わらず、高齢者の生活を地域で支えるべく新たな仕組みづくりの構築について、今後ますます強く求められる状況にあります。

よって、当社協では、指定訪問介護事業をはじめ指定居宅介護支援事業や障がい者地域生活支援事業などの各種事業に加え、地域ボランティア活動団体のご協力を賜り、高齢者等に対する「安否確認」、「サロン」、「昼食会」などといった地域支援事業を今日まで積極的に推進してきたところがありますが、こうした事業のさらなる充実強化を図り、地域住民の皆様がより安心して生活できる環境整備に努めてまいりますと同時に、行政の理解と協力についてもなお一層の働きかけを行うなど、より安定した事業実施体制の確保に向けた予算要望を積極的に展開してまいります。

以上の基本方針に基づき、本年度におきましても下記事業について、ボランティアの皆様をはじめ地域住民の方々のご理解とご協力のもとに、社協ならではの多種多様な支援体制の構築に向けた取り組みを図ってまいります。

### 重点的な推進事業等

#### (1) 多種多様なサービスの充実強化

- ・ 訪問介護、介護支援等の事業の安定化と介護保険改正による新たな地域支援についての検討
- ・ 障がい者等への日常生活自立支援の取り組みについての検討

#### (2) ボランティア団体との連携の強化

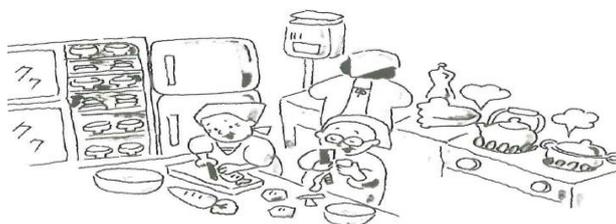
- ・ ボランティア活動者への支援の推進
- ・ ボランティア活動者との協働・連携による新たな地域づくりの推進

#### (3) 財政基盤の強化

- ・ 職員の意識改革と資質向上による効果的、効率的な事業への取り組み
- ・ 特別会員の勧誘促進
- ・ 募金活動への協力

### その他推進事業等

#### (1) 広報活動



- ・ 広報紙及びボランティア通信の発行

## (2) 研修活動

- ・ 各種研修会及び大会への役職員の派遣
- ・ ボランティア研修会への活動者の派遣

## (3) 在宅福祉サービス

- ・ ボランティア団体との連携による安否確認の継続実施
- ・ ボランティア団体との連携による昼食会及びサロンの継続実施
- ・ 職員による直接訪問及び相談活動の強化
- ・ 寝具乾燥消毒サービスの実施
- ・ 入浴サービスの実施
- ・ 移送サービスの実施
- ・ 配食サービスの実施



## (4) 心配ごと相談

- ・ 人権相談の開催
- ・ 無料法律相談の開催

## (5) その他

- ・ 日常生活用具の貸出
- ・ 生活継資金の貸出(1件当たりの貸付額5万円限度)
- ・ 修学旅行費用援助の実施(要保護及び準要保護の児童生徒)
- ・ 祝品、記念品の贈呈(喜寿祝・新入学児童)

# 予 算

(単位：千円)

事業名	収入	支出	差引	事業等の主な内容
法人運営事業	37,866	37,837	29	会葬礼状印刷、社会福祉大会開催、入浴サービス、移送サービス、寝具乾燥消毒サービス、配食サービス、安否確認、杖支給、人権・法律相談など
共同募金配分事業	2,361	2,361	0	小・中学生修学旅行援助(要・準要保護世帯)、新入学祝品贈呈、喜寿祝品贈呈、施設交流会、ボランティアスクール開催、ボランティア活動者保険加入、町内ボランティア協力校助成、歳末見舞金・見舞品贈呈など
ボランティアセンター運営事業	3,389	3,389	0	ボランティアセンター運営委員会開催、広報誌発行、ボランティア活動者研修会派遣、高齢者サロン・昼食会の開催など
生活継資金貸付事業	850	850	0	一時的な生活資金として5万円を上限に無利子で貸付(6カ月以内の償還と保証人が条件)
訪問介護事業	31,563	31,552	11	介護認定者等との契約による入浴・排泄・食事の介護、調理、洗濯、掃除、買い物や病院等への移送など
居宅介護事業	9,808	9,790	18	障がい者等との契約による居宅介護、同行援護、移動支援、日中一時支援など
相談支援事業	5,339	5,133	206	障がい者等との契約によるサービス利用計画の作成やサービス提供事業者との連絡調整及び便宜の提供など
居宅介護支援事業	29,064	27,449	1,615	介護認定者等との契約によるサービス利用計画の作成やサービス提供事業者との連絡調整及び便宜の提供など
共生型自立支援多機能ハウス事業	8,996	8,996	0	居室(8室)・食事・浴室提供、短期宿泊・一時預かりサービスなど
計	129,236	127,357	1,879	

## 長沼町社会福祉協議会が実施している

### 在宅福祉事業をご紹介します。



#### 安否確認サービス事業

65歳以上の一人暮らしの方及び70歳以上の高齢者の方のみの世帯を対象に訪問・電話サービスを実施しています。



#### 食の自立支援事業

概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに心身の障がい及び傷病等の理由により食事の調理が困難な方が対象です。



#### 入浴サービス事業

65歳以上の寝たきり老人等で、家庭の事情等により入浴する機会に恵まれない方が対象です。



#### 在宅老人等移送サービス事業

概ね65歳以上の在宅の要援護老人（65歳未満であっても認知症などに該当する方を含む。）及び心身障がい者で、次に該当する方が対象です。

- ① 外出困難な一人暮らし又はこれに準ずる世帯で、町内での通院及びショートステイ等に移送サービスを必要とする方
- ② その他移送サービスが必要と認められる方



#### 在宅老人等寝具消毒サービス事業

概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに心身の障がい及び傷病等の理由により寝具の衛生管理が困難な方が対象です。

毎年度11月、2月頃の年2回実施しています。



#### 日常生活用具貸出事業

町民で希望される方全てを対象に、用具保有数を限度として貸出します。

車椅子、ポータブルトイレ、シャワーチェア、歩行器



#### 交通安全杖支給事業

町民で希望される方全てを対象に支給しています。

役場、りふれ、長沼町社会福祉協議会に置いています。

※ 詳しくは、社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。